

最高裁判所 御中

意見書

2026年（令和8年）3月23日

慶應義塾大学名誉教授

小林節

小林節



旧統一教会（UC）の解散に関する

東京高等裁判所による決定について

目次

- 1 事実認定で、重要な事実を見落としている
：「重要な状況の変化」を無視している
- 2 本件は、言うまでもなく信教の自由という「優越的人権」に関わる事例である以上、
憲法常識として、その規制は、「明白かつ現在の危険」（CPD）がある場合に限り、
かつ、「より弾圧的でない手段」（LRA）を選択すべき場合である
- 3 宗教法人の解散の結果として信者が受ける支障を「間接的で事実上のもの」だとして
切り捨ててしまっていて良いはずがない
：宗教の本質的な特性を見落としている
- 4 本件は非公開裁判で良いという説明は「こじつけ」でしかない
：憲法 82 条の立法趣旨（世界で体験した歴史的背景）を無視している

本文

- 1 事実認定で重要な本質的事実を見落としている点がある

(1) 高裁による事実認定の基本的な問題点

今回の高裁による事実認定を要約すると、「(UCの) 教義が変わっておらず、幹部(役員)も行動を本質的には改めていない以上、『社会通念上相当な範囲を逸脱する』(つまり、不法行為に該当する) 献金勧誘の在り方も改まらないはずである。現に、教会の幹部が決定した「予算」(献金目標額)は変わっていない。だから、それを止めるには教会を解散するしか方法がない。」となる。

そして、このような結論を導き出す過程で、高裁は、UCは、「今後、再び、献金収入の予算額を引き上げ、信者らに対し、社会的通念上相当な範囲を逸脱しない方法・態様による勧誘では達成できないような数値目標を定めて献金の勧誘を行う『おそれ』がある」、「信者らは、抗告人(UC)によって定められた数値目標を達成するため、不相当献金勧誘行為を行う『可能性が高い』」、UCが、「今後、不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある対策を自発的に執ることは『期待し難い』」などと、推論を重ねている。(決定 163 - 164 頁) (『』は論旨を明確にするために、論者が挿入した。以下同じ。) 正に宗教人「性悪」説である。

しかし、高裁は、法的評価に値する重要な社会的事実を見落としているのではないか。

(2) 高裁は、重要な事実を見落としている

つまり、

- ① 不当寄付勧誘防止法の制定(令和4年)・施行(令和5年)により、問題が頻発したとされる1980年代—2000年代当時とは違って、社会通念上相当な範囲を逸脱する献金勧誘は、同法の効果として、当事者としてはもはや行いようがなくなったはずである。事実、その後、同法に違反する事例は報告されていない。つまり、本件は、信教の自由という優越的人権の規制に関するものなので、規制を正当化するには、まず「明白かつ現在の危険」(clear and present danger to public peace and order : CPD)の存在の立証が必要であるが、そういう意味で、ここではCPDが証明されていない。
- ② 安倍晋三元首相銃撃事件(2022(令和4)年7月8日)後の報道と2023年10月文科大臣による請求以降の本件裁判に関する報道によりUCに否定的な情報が世間に大量に拡散された結果、UCの問題性を認識した強固な世論が既に形成されている。それがいわば新しい不法行為に対する防波堤のように社会の中に存在することは明らかであり、UCがこれを無視して傍若無人な振る舞いのできるような状況にはない。この点でもCPDが存在しない。
- ③ 韓国における教団の分裂と教祖の逮捕により、教団本部からの強い指示は出にくくなっているし、現に出されていない。仮にこれからも過去と同様な指示が出されたとしても、それを受ける日本側の順応意識が下がっていることは明らかであろう。この点でもCPDが存在しない。

- ④ かつては互惠関係にあった政権与党・自民党からの絶交宣言、および、安倍元首相銃撃事件後の激しい社会的バッシングの影響で、UCの活動に勢いがなくなってしまったのは否定し難い事実である。この点でも CPD が存在しない。
- ⑤ そもそも UC の「予算」の本質は教会役員会の「目標額」(努力目標)に過ぎず、それを掲げることはそれこそ幹部たちの良心の自由(信教の自由)ではあるが、仮に高い目標額を掲げたところで、もはやそれが達成され得る社会的状況にないことは、上述のように、客観的に明白である。事実、支出の面でみれば最近では海外送金が完全に止まっている。この点でも CPD が存在しない。
- ⑥ かつては頑なに「謝罪」を拒んでいた会長が、謝罪して退任した。これは、旧来の、「反対者にはサタンが入っている」などとして身構えるのが宗教者としては自然な教団幹部が、「神は絶対だとしても、その摂理(神の計画)を担った自分たちは不完全な人間だから間違いを冒した」と認めたことを意味しており、これは、今回の裁判を経験して会長の心の中に生じた信仰者としての大きな心境の変化(改心・回心)である。だから、最近になって急に進んだ多数の和解も「教会が法的責任を認めた」と評価するのではなく、幹部の対外的な発言に見るように、宗教家として、「縁のあった元信者等を今の苦しみから解放したい」という宗教的な思いに発した事実を見逃してはならない。これら和解の本質は、信仰を失った元信者が過去に UC に献金したのは事実であるから、UC からすれば献金の一部または全部の返還であり、献金勧誘の一つ一つが不法行為であったかどうか厳密に検討したとは思えない。これは、宗教団体の姿勢として注目すべき事実である。この点でも CPD が存在しない。

このような社会と教会自身の変化は、極めて重要な事実で、解散を決定する判断に際して、憲法論として、決して見落とされるべきではない。

- 2 本件は言うまでもなく信教の自由という「優越的人権」にかかわる事例である以上、憲法常識として、規制は、「明白かつ現在の危険」(CPD)がある場合に限り、かつ、「より弾圧的でない手段」(LRA)を選択すべきである

改めて確認するが、本件は信教の自由という優越的人権に関わる問題であり、上述 1 の(2)のように CPD が存在しない以上、なおさらできる限り、国家が教会に介入・管理して矯正(匡正)しようとするのではなく、可能な限り国民自身の自治(良心の自由)により状況をコントロールして改善させることを促す方法(LRA: less restrictive alternative)を選択することが、自由民主主義諸国における憲法常識である。にも関わらず、今回、高裁は、上述のような推論をもとに、「抗告人(UC)の信者らによる不相当献金勧誘行為を防止するための実効性のある手段は、抗告人の『解散命令以外には見当たらない』と結論付けている。これは、明らかに「過剰規制」(overbroad restriction)である。刑罰規定

を含む不当寄付勧誘防止法が既に施行されているのであるから、仮に UC において不当寄付勧誘行為を行う恐れがあるというのであれば、国として、まず同法により対処するのが筋である。同法施行から3年が経過しているにもかかわらず、未だ同法違反事実が1件も存在しない状況で、いきなり解散命令というのはいかにも異常である。

3 解散の結果として信者が受ける支障を「間接的なもの」で事実上のもので法的評価に値しないとして切り捨ててしまっている良いはずはない

さらに、高裁は、「抗告人の解散命令が確定したときは、…信者らが行っていた宗教上の行為を継続することに何らかの支障が生ずることがあり得ることが認められる。しかし、その支障は、解散命令に伴う『間接的で事実上のものであるにとどまる』と断じている。(167-168頁)

確かに、宗教法人の解散により信者が被る支障は形式的には解散命令に伴う間接的で事実上の効果である。一般論として、会社の倒産と職員の失業の関係などはその通りである。しかし、ここでは宗教団体の特殊性を無視すべきではない。つまり、かつてローマ帝国の公認を受けるまでのキリスト教を例に挙げるまでもなく、また、戦後日本における創価学会のように、宗教特に新興宗教は、常に、社会全体から見れば、現体制に批判的な「変な」少数派である。その故に、信者は、社会の中で日常的に「信仰の故に白眼視され続ける」ものである。そのために、どの国でもどの時代でも新興宗教の信仰者は自然に同じ信仰を持つ者たちで「家族のような小世界」を作らざるを得ないことになる。そういう意味で、「信者にとって教会は『自分の家』そのもの」である。だから、宗教法人の解散により特に礼拝を捧げ、儀式・集会を行う場所が失われることは、同じ信仰を持つ信者らが集う物理的空間と機会を奪い、信仰集団としてのコミュニティーの喪失に繋がる。つまり信者にとっては、突然、国家権力により家族と人生を奪われるに等しい効果がある。その実害は「間接的で事実上の支障に過ぎない」と言って済む話ではない。つまり、その生活実態として、教会と一緒に一人一人の信者も直接に「国家から石で打たれる」と同じで、それは法的に無視してよい状態ではない。もちろん、「法人格を失っても任意団体として信仰を続ける自由は残っている」とはよく言われることである。しかし、教会施設内に清算人(代理人)が常駐して、施設と金銭を管理されている状態では、信教の自由など法的原因により奪われてしまう…という事実は、法的判断に際して無視すべき事実ではない。

だから、これは優越的人権の問題である以上、CPDの立証の要求とLRAの選択の原則により、安易に権力を用いて解散させるのではなく、できる限り、社会全体の健全な圧力の中で、教会と信者たちが自律的に改善する方向に導くべきが国家の役割であり、それこそが「後見」である。

4 非公開裁判で良いという説明は「こじつけ」でしかない

: 憲法 82 条の立法趣旨（歴史的背景）を無視している

(1) 高裁の決定は、宗教法人法 81 条は、

A: 所轄庁（国）が、

裁判所（国）に対して、

「【宗教法人の解散を命ずる（実体的な？）権限】の行使を請求できる（手続
きの？）権限」…を定めたもの、で、

B: 所轄庁（国）が、

裁判所（国）に対して、

「【宗教法人を直接の相手方として解散を求めることができる（実体的な）権
利】」…を与えたもの、とは

「違う」…と言っているようである。しかし、両者（A と B）が、

法的な「実態として」、どこが違うのか？本当に理解に苦しむ。

つまり、高裁は、A は、

裁判所（国）が、

相対立する両当事者（つまり所轄庁（国）VS 宗教法人）の間において、

当事者の意思如何に関わらず、

終局的事実を確定（当事者の主張する実体的な権利義務の存否を確定）することを目
的とする、『純然たる』訴訟事件』についての裁判（B）とはいえない…と言ってい
るのだが、

いったい両者はどこが違うのか？国語的に理解できる日本人がいるとは思えない。

両者は実質的に同じではないか。つまり、A と B いずれも、国（裁判所と所轄庁の
連合体）と宗教法人が対決している構造であることに違いはない。

(2) 憲法 82 条の立法趣旨

憲法 82 条の立法趣旨は、人類の多くの歴史的体験に対する反省を前提に、裁判所も
「国家権力」の一環である以上、密室におけるいわゆる「暗黒裁判」（これは、中世
ヨーロッパの歴史を挙げるまでもなく、国家による弾圧そのもので、もとより「裁判」
の名前に値しない。）がまた行われることがないように、裁判を公開することにより、
司法部も主権者国民による監視下に置き、国民の人権を守ろうとするものである。そ
ういう意味で、本件のような宗教法人の解散（要するに、国家による特定宗教団体（少
数派の団体）の「取り潰し」、まるで中世ヨーロッパにおける宗教裁判のようである。）
などは、正に典型的な『法律上の争訟』であり、「公開すべき」事例である。そうい
う前提から考えれば、上記引用した説明（「実体的権利」と「手続きの権利」を裁判
所と行政庁が分有しているから法律上の争訟ではない…と言うことにより、その実
態は明らかに「国家 VS 一宗教法人の対立」であるものを、「裁判ではなく、国家
による後見である」と言い張っているに等しい）は、全く理解不能で、憲法 82 条を

無視した不可解な「言葉遊び」以外の何ものでもなく、文字通り「違憲」である。

以上